

第 2 1 号議案

ふじみ野市営住宅条例の一部を改正する条例

ふじみ野市営住宅条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号アからクまで以外の部分を次のように改める。

現に同居し、又は同居しようとする親族（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は 1 親等の血族若しくは姻族に限る。以下同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあつては、この限りでない。

第 5 条中「前条各号」を「前条第 1 項各号」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「市報」の次に「及び市のホームページ」を加え、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 庁舎その他市長が適当と認める場所への掲示

第 7 条第 4 号中「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 4 9 号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第 8 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、第 1 1 条第 3 号に掲げる世帯に属する者による申込みについて規則で定める期間（以下「有効期間」という。）に限り、承認することができるものとする。

第 1 1 条各号列記以外の部分及び同条第 1 号を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者については、第 9 条又は前条の規定にかかわらず、市長が指定する市営住宅に優先的に選考して入居させ、又は当選確率を高くする措置をとることができる。

(1) 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が 6 0 歳以上の者である世帯

第 1 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 緊急連絡先を記載した請け書を提出すること。

第 2 0 条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第 2 1 条第 1 項各号列記以外の部分中「、次に掲げる」を「規則で定める軽微な修繕に要する」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「前項各号に掲げる修

繕以外に」を削る。

第23条第2項中「滅失し」を「滅失し」に改める。

第39条第1項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 第4条に規定する入居者の資格を喪失したとき。

(8) 有効期間が満了したとき。

第39条第3項中「年5分の割合」を「民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率」に改め、同条第4項中「第6号」を「第8号」に改め、同条第5項中「第1項第7号」の次に「から第10号まで」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に伴い、保証人及び敷金の取扱い並びに修繕費用に係る規定の見直し等を行うため、ふじみ野市営住宅条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。